

河南省永城・商水における蕭何と丘生の造律臺傳説

水間大輔

〈目次〉はじめに

- 第一節 造律臺傳説の内容と類型
 - 第二節 造律臺傳説の虚構性
 - 第三節 造律臺傳説の起源
 - 第四節 造律臺傳説の形成
 - 第五節 口頭傳承の形成・傳播と時期
- 結語

はじめに

河南省永城市酈城鎮には「造律臺」と呼ばれる丘がある。高さは約七メートル、長さは五四メートル、幅は三四メートルあるという⁽¹⁾。一九三六年に試掘が行われ、陶器・石器・骨器などが出土し、新石器時代の遺址であることが明らかとなった⁽²⁾。その後の研究により、同種の文化は河南省東部、山東省西南部、安徽省西北部に分布し、龍山文化の一地方類型として「造律臺類型」と分類されたり⁽³⁾、あるいは龍山文化などとは異なる「造律臺文化」という固有の文化に分類されている⁽⁴⁾。

(2)



造律臺



造律臺に散らばる陶片

以上のような考古調査とは別に、一九七〇年代以降には永城市内で口頭傳承の聞取調査が何度か行われ、それによるとこの丘については、漢初の蕭何と丘生(邱生)による法典編纂に關する傳説が残されている⁽⁵⁾。そもそも「造律臺」という名稱もこの傳説にちなむもので、「修律臺」とも呼ばれている。傳説の内容については後で詳述するが、簡単にいえば、丘生という者が蕭何の命を受け、造律臺の上で法典を編纂したとか、あるいは丘生が私的に法典を編纂し、死後蕭何がその法典に照らして罪に問われた、などというものである。つまり造律臺は、考古學の上では新石器時代の遺址であるが、口頭傳承で

は漢初に丘生が法典を編纂した場所とされていることになる。

興味深いのは、河南省商水縣白寺鎮にも永城市とほぼ同様の、蕭何と丘生の造律臺傳説が伝えられていることである。永城市中心部と白寺鎮は直線距離にして約一八〇キロメートルも離れており、そもそも永城市と商水縣は隣接しておらず、兩者の間にはいくつもの市・縣が存在する。にもかかわらず、造律臺傳説が伝えられているのは、永城市と商水縣に限られる。

後述する通り、造律臺傳説の内容は、とても史實とは考えられない。しかし、このような傳説は一體いつ頃形成されたのだろうか。また、永城と商水の造律臺傳説はいかなる関係にあるのだろうか。本稿はこれらの問題について検討する。

第一節 造律臺傳説の内容と類型

一、永城の造律臺傳説

二〇一三年に出版された『永城故事』には、「造律臺的故事」が収録されている。⁽⁶⁾ その概要を以下に示す。

前漢のとき、丞相の蕭何は高祖の命を受け、蕭何の封地である酈城縣で律の制定作業を行った。蕭何は制定作業に際し、有識者を天下に募った。酈城縣の邱生はこれに推舉され、縣衙で選抜試験を受けた。蕭何は邱生の答案を高く評価し、酈臺の上に建物を築き、その中で邱生らに律の制定作業を行わせた。邱生らは三年かけて『漢九章律』を作り上げた。高祖はこれを高く評価し、蕭何と羣臣に命じて修訂を加えさせたうえで公布した。また、高祖は邱生及び律の制定に従事した者へ褒賞を授け、酈臺に「造律臺」という名稱を賜與した。邱生は律を作りたいという念願がなかったので、官職に就くことを願わなかった。蕭何は邱生に造律臺の上で私

塾を開かせ、學問を教えさせた。邱生は九三歳で死去し、造律臺の東に葬られた。後世の人々は蕭何祠を建て、邱生の塑像を造り、蕭何とともに祀った。

ところが、永城にはもう一種類の造律臺傳説が伝えられており、その内容は右と大いに異なっている。次に示すのは、一九七九年の聞取調査によってえられた造律臺傳説の内容を要約したものである。⁽⁷⁾ 講述者は永城縣鄴城公社（現在の永城市鄴城鎮）の頼西臣氏（六四歳）、及び永城縣の洪道位氏（三二歳）である。

前漢の高祖期、鄴城に邱生という者がいた。彼の家は貧しかったが、彼は小さいときから詩書を學び、優れた文筆の才能を身に着けた。あるとき、彼は首都長安へ行つて試験を受けた。ところが、試験の責任者である丞相の蕭何は、邱生の答案を見るや、その文章の才能を妬み、答案を改竄して不合格とした。鄴城へ歸つた邱生は、自分が不合格になったのは何らかの妨害が入つたためではないかと疑うとともに、蕭何が邱生の答案を改竄したという風聞を聞きつけ、このような無法がまかり通るのは、國法が不明確なためと考えた。そこで、邱生は門がなくて窓しかない建物を建て、その中に一人で籠り、律書の作成に専念した。

三年近く経つたある日のこと、邱生にとって二番目のおじの桃園の桃を、邱生の妻が勝手に數個摘みとり、邱生のもとへ届けた。邱生は桃を食べた後に初めて事情を知り、みずからが作成した律書の規定に「民の妻が桃を盗めば、離縁しなければならぬ」とあるのに照らし、離縁状を書いて妻に渡した。妻は邱生の本宅へ歸り、邱生の母に泣きながら事情を訴えた。邱生の母は邱生を訪ねて罵り、離縁の撤回を求めたが、邱生は聞き入れなかった。しかし、邱生は自作の律書に「母に背いて妻を離縁すれば、死刑にあたる」と記されていることに気づいた。以後四、五日間、邱生は何も飲食せず、上下二部の律書を完成させると、母に遺言を残して死んだ。

邱生の母は遺言に従い、律書の下部を邱生の墓に副葬し、上部のみを賣りに長安へ行つた。母が相府の門前で律書を賣りに出したところ、たまたま蕭何の目にとまった。蕭何はこの律書を高く評價し、銀千兩で買いつた。蕭何がこれを高祖に見せたところ、高祖も高く評價し、蕭何に鄼侯を加封した。高祖は下部がないことに氣づき、三か月以内に探すよう蕭何に命じた。蕭何は下部が邱生の墓に副葬されていることを知り、墓を發いて下部を掘り出させた。これを高祖に見せたところ、下部の最初の一條には「勝手に民の墓を發けば、必ず斬り、これを赦さない」と記されていた。蕭何は本條によって處刑されたとも、されなかつたともいわれる。邱生が作った律書は公布され、漢の國法となつたが、蕭何が作ったものとされた。後に鄼城には高臺が築かれ、廟が建てられ、「造律臺」と稱された。

見られるように、前者では蕭何と丘生は協力関係にあつたが、逆に後者では對立関係にある。本稿では假に前者を「協力型」、後者を「對立型」と呼ぶこととする。以上の他、近年出版された『永城縣志』(一九九一年刊)、『中國民間故事集成・河南卷』(二〇〇一年刊)、『永城民間傳説』(二〇〇一年刊)にも永城の造律臺傳説が収録されているが、いずれも對立型に屬する。ただし、同じ對立型であっても、いくつか大きな違いが見られる。以上三書のうち、『永城縣志』と『永城民間傳説』に収録されている造律臺傳説は、いつ聞取調査を行ったのかは記されていないが、『中國民間故事集成・河南卷』の造律臺傳説については一九八二年に行われ、講述者は永城縣卧龍郷(現在の永城市卧龍鎮)夏橋村の夏夫氏(五四歳)であることが明記されている。以下、これら三書の造律臺傳説をそれぞれ「縣志版」・「集成版」・「傳説版」と略稱するものとする。前掲の一九七九年のものと、三書の造律臺傳説を比較すると、以下のような違いがある。

①蕭何が丘生の答案をどう處理したか 七九年版では蕭何が丘生の答案を改竄しているが、縣志版と傳説版では焼却している。

②丘生が律を編纂した動機 七九年版では、丘生が律書を編纂したのは、試験で不合格となった原因が採點の不正にあり、またそれを本来取締るべき國法が不明確と考えたからとされている。しかし、縣志版と傳説版では、丘生は自分を不正に不合格にした蕭何を殺害するため、律の編纂を決意している。

③丘生が築いた建物と造律臺の關係 七九年版では、丘生は靜かな場所を探して建物を築き、その中に籠つて律書の作成に専念したとされている。そして、後に鄼城に高臺が築かれ、造律臺と稱されたとあり、丘生が築いた建物と造律臺の關係は明らかでない。しかし縣志版では、丘生は丘の上に小屋を建てて律を編纂し、後世の人々が丘生を記念してその丘の上に丘生廟を建て、その丘は「修律臺」と呼ばれるようになったとされている。ちなみに、縣志版と傳説版では、高臺自體も丘生が人々の助力をえて、一年かけて築いたものとする。

④丘生が編纂した法典の名稱 七九年版と集成版では單に「律書」と呼ばれているが、縣志版と傳説版では『治漢律典』という書名が附されている。

⑤丘生の妻の姓 集成版のみ「魏氏」とする。

⑥丘生の妻が摘みとつた桃 七九年版では丘生の二番目のおじが所有する桃園の桃であるが、縣志版・集成版・傳説版では單に路傍の桃とされている。

⑦桃を盗んだ罪に對する處罰 七九年版では律書の「民の妻が桃を盗めば、離縁しなければならない」、集成版では律書の「勝手に他人の物を持ち去れば、法律に照らし、男子は監獄に入れ、女子は離縁しなければならない」という規定により、妻を離縁している。一方、縣志版と傳説版では『治漢律典』の「罪にあたることを知りながら、盗みをはたらいた者は、片手を斬り落す」という規定により、妻に片手を斬り落させている。

⑧妻が處罰された後の、丘生の母の行動 七九年版では、丘生の母は丘生が妻を離縁したことを知ると、怒ってすぐさま丘生のもとへ駆けつけ、離縁の撤回を求めている。しかし、縣志版・集成版・傳説版では、丘生の妻が離縁され、あるいは片手を失つたので、丘生の母が妻に代わり、丘生へ食事を届けている。中でも、縣志版と傳説版

ではその後半年に渉り、丘生の母が食事を届け続けたことになっている。

⑨ 丘生の死 七九年版では丘生が律書に「母に背いて妻を離縁すれば、死刑にあたる」と記されていることに氣づき、飲食を絶つて死亡した。しかし、縣志版と傳説版では、丘生の母が食事を届けに、丘生の小屋の前へたどり着いたとき、雪の上に倒れ、立ち上がれずに跪く格好となった。丘生は親を跪かせてしまったことが死に値するとし、刃物で胸を刺して死んだ。また、集成版では丘生の母が食事を届けに行ったところ、丘生は律書の修訂に夢中で、母の方を向いて出迎えることもせず、「食事はそこに置いといて」といった。しかし、丘生はそれをいい終わると、自分で書いた律書に「父母を背を向けたまま話をする者は、死罪に處する」という規定があることに氣づき、その日の夜に首つり自殺をした。

⑩ 丘生の埋葬 縣志版と傳説版によると、丘生の遺體は造律臺に葬られた。

⑪ 上巻と下巻 七九年版・縣志版・傳説版では、丘生の母は丘生の遺言に従い、律書あるいは『治漢律典』の下巻を丘生の墓に副葬し、上巻を長安で賣った。しかし、集成版では逆に上巻を副葬し、下巻を高祖へ献上している。

⑫ 律書の賣却金額 丘生の母は丘生の遺言に従い、集成版を除けば、長安で律書ないし『治漢律典』の下巻を賣っているが、その賣却金額は、七九年版では銀千兩、縣志版と傳説版では銀五千兩となっている。ちなみに集成版では、丘生の母は下巻を高祖に献上しているが、その褒賞として銀一萬兩を授かった。

⑬ 蕭何は下巻あるいは上巻の在處をどうやって知ったか 七九年版では、蕭何は人を派遣して至るところで聞き込みをさせ、律書下部の在處を突き止めている。縣志版と傳説版では、蕭何は『治漢律典』上巻を買った後、丘生の母とともに丞相府へ歸り、下巻の在處を彼女に尋ねている。集成版では高祖が丘生の母に下巻の在處を尋ねている。

⑭ 蕭何が罪に問われた條文の位置 七九年版では下部の最初の一條として記されている。それに對して、縣志版

と傳説版では下巻の最後の一條、集成版では上巻に記されている。

⑮ 蕭何が罪に問われた條文の内容 七九年版と集成版では墓を發けば斬首に處するという内容であるが、縣志版と傳説版ではいずれも「勝手に副葬品を盜むことは、朝廷の風教を大いに傷つけるものであり、斬にあたる」と記されている。

⑯ 蕭何の最期 七九年版では處刑されたとも、されなかったともいわれるとある。しかし、縣志版と集成版では丘生の定めた條文の通り、處刑されている。一方、傳説版では、高祖は蕭何の功績に鑑み、蕭何に「赤龍醉」という碭縣産の白酒を即刻一瓶全部飲むよう命じ、もし飲めなければ斬に處すると申し渡した。蕭何は酔いつぶれて死にそうになったものの、一命をとりとめ、その後も丞相として漢朝に仕えた、という話になっている。

二、商水の造律臺傳説

商水の造律臺傳説には對立型の他、協力型と對立型の双方の要素を持つものが見られる。以下、假にこれを「中間型」と呼ぶこととする。一九九三年以降に出版されたものと見られる『商水文物』⁽⁹⁾には、二つの造律臺傳説が収録されている。そのうち一つは對立型⁽¹⁰⁾、もう一つは中間型であるが、まずは對立型の方から見ていきたい。これを永城の對立型と比較すると、次のような違いがある。

① 出身地と法典編纂の地 永城の對立型では、丘生は鄴城縣の人で、法典も鄴城縣で編纂している。それに對して、商水の對立型では商水縣曹河村の人で、法典を編纂したのは同縣内の白寺鎮とされる。

② 丘生の姓名 永城の對立型では「丘生」あるいは「邱生」であるが、商水では「曹丘生」とされている。

③ 丘生が律を編纂した動機 商水の對立型では、國と民のために、偽君子である蕭何を排除しようとしたことが動機とされている。

④ 丘生が法典を編纂した建物と修律臺の關係 永城の對立型では、いずれも丘生が建物を築き、その中で法典を

編纂したとされている。それに對して、商水の對立型では一人で家に住んだとされるのみである。また、「修律臺」は高祖が丘生の功績を讃え、丘生の墓前に廟とともに建てたものとされる。

⑤ 丘生が編纂した法典の名稱 永城の縣志版と傳説版では『治漢律典』であるが、商水の對立型では『給漢律典』とされている。

⑥ 丘生の妻が摘みとった桃 商水の對立型では路傍の桃園の桃とされている。

⑦ 桃を盗んだ罪に對する處罰 商水の對立型では「勝手に他人の果物を摘みとった者は、片手を斬り落す」という規定に照らし、丘生が劍で妻の左手を斬り落している。永城の縣志版と傳説版でも片手を斬り落しているが、いずれの手かは明言されておらず、また丘生が妻にみずから斬り落させているという違いがある。

⑧ 丘生の母の姓 「康氏」とされている。

⑨ 妻が處罰された後の、丘生の母の行動 丘生の妻がなかなか戻ってこないことで心配になり、丘生のもとへ出向いた。そして、慘状を見て丘生を罵り、丘生に向かって突進した。

⑩ 丘生の死 母が突進してきたので、丘生は慌てて後退し、顔を上げたところ、康氏と目が合った。丘生が作った律では、「子が母の顔を見た場合、兩眼をえぐりとり」と定められていた。丘生は劍で兩眼をえぐりとり、程なくして死亡した。

⑪ 丘生の遺言 丘生は死の間際、母に對して以下の諸點を遺言した。一、『給漢律典』の下巻を丘生の墓に副葬し、上巻を長安へ持って行って賣ること。二、わざと丞相府の前で上巻を賣り、蕭何にしか賣らないこと。三、蕭何に代金を問われても、一文も要求せず、ただ皇帝には法律通りに天下を治めて欲しいと言うこと。四、『給漢律典』の著者を聞かれたら、「丘生」ではなく「春生」と答えること。母は全て遺言通りに實行した。

⑫ 蕭何は下巻の在處をどうやって知ったか 永城の七九年版と同様、高祖から下巻がないと指摘された蕭何は、人を遣わして丘生の母を探させ、下巻の在處を尋ねさせた。

⑬ 蕭何が罪に問われた條文の位置 第八一條とされている。

⑭ 蕭何が罪に問われた條文の内容 永城の七九年版・集成版と同じく、「死人の墳墓を發けば斬首に處する」と記されている。

⑮ 蕭何の最期 永城の縣志版・集成版と同じく、斬首に處された。

次に、中間型についてであるが、中間型は『商水文物』の他、『河南民間文學集成 周口地區故事卷』（二九九一年刊）及び前掲『中國民間故事集成・河南卷』にも収録されている。⁽¹²⁾これらのうち、『商水文物』収録のものが最も詳しく記されているので、以下ではまずその要約を掲げる。

戰國時代、陳國の草河村（現在の商水縣姚集鄉草河村）に姓は曹、名は丘生という者がいた。曹丘生は貴族の出身で、家は二百頃餘りの農地を持つていた。曹丘生は幼少より聰明で學問を好んだ。陳が楚によって滅ぼされた後、楚の大將九江王（鯁布）は曹丘生の名聲を聞きつけ、訪問して友人となり、楚王に曹丘生を推薦し、楚王は曹丘生を「楚之辯士」とした。秦が六國を統一すると、曹丘生の家は没落し、曹丘生は妻子と老母を連れて、李莊村（現在の商水縣白寺鎮李莊村）にある岳父の家へ移住した。秦が滅亡し、漢が天下を統一した後、曹丘生は國家再建のため、秦律を改訂した。曹丘生はその作業を行うため、一人で家屋に住み、妻に食事を送り届けてもらうことにした。あるとき、曹丘生の妻が病で倒れたため、曹丘生の母が食事を届けに行った。曹丘生は食事を届けにきた人を妻と誤認し、左手だけで食事を受けとったが、母であることに氣づき、謝罪した。母が去った後、曹丘生はみずからが修訂した律の中に、子は父母に對して孝敬を盡さなければならぬという規定があるにもかかわらず、自分は片手で食事を受けとり、母を正視しなかった。これは母に對する不敬・不孝であるとして、左目をえぐり出し、左手を斬り落し、みずからに對する懲罰とした。蕭何はこの話を聞くと、曹丘生のもとを訪ね、完成した律を高祖に献上した。高祖がこの律を實施したところ、國家は榮

え、人々は安寧をえた。曹丘生は苦勞が崇つて死去した。高祖は彼のために廟を建て、左目と左腕がない曹丘生の塑像を造らせた。

中間型では、丘生が試験を受け、蕭何の不正により不合格にされたという話がなく、むしろ蕭何は丘生を評價し、丘生のもとを訪ね、丘生が作成した律を高祖へ献上している。つまり、丘生は蕭何と對立してなどおらず、この點においては永城の協力型に近い。しかし、母に對する行爲・態度がみずから制定した律に違反していることに気づき、丘生がみずから處罰するという點は、永城・商水の對立型に見られるところである。

『河南民間文學集成 周口地區故事卷』収録の傳説は、一九八五年の聞取調査によってえられたものである。『商水文物』収録の中間型と比較すると、大きく異なる點が四つある。

- ① 戰國～秦代のことには言及されていない。
- ② 曹丘生は商水縣曹河村の出身とされている。
- ③ 蕭何が曹丘生のもとを訪ねたとき、曹丘生はまだ律書の修訂が完了していないとして、律書を蕭何に見せなかつた。その後、蕭何がもう一度曹丘生を訪ねると、曹丘生はその三日前に死去し、律書は墓に副葬されていた。蕭何はこれを掘り出し、高祖に献上した。

④ 高祖は曹丘生のために廟・塑像の他、墳墓と修律臺を建てさせた。

「草河村」の「草」と「曹河村」の「曹」は同音であるから、いずれにも表記されたのであろう。あるいは、曹丘生の傳説にちなんで、曹河村と表記されるようになったのかもしれない。また、丘生がみずから處罰して間もなく死亡したこと、律書が丘生の墓に副葬されたこと、蕭何が律書を掘り出したことは、對立型にも見られる。

『中國民間故事集成・河南卷』収録の造律臺傳説は概要のみであるが、内容は『河南民間文學集成』とほぼ同じである。ただ「曹丘生」ではなく「丘生」とされている點が異なるのみである。¹³⁾

第二節 造律臺傳説の虚構性

『周口晚报』二〇一〇年七月二三日では、造律臺傳説を根據として、曹丘生を「我が國の法學の始祖」や「我が國最古の古代法學家」として位置づけている。しかし、そもそも造律臺傳説は史實ではない。戰國秦漢史の研究者にとつては自明であるが、まずは一應この點を確認しておく。

第一に、『史記』や『漢書』など、漢初の歴史について記した漢代の文獻には、「丘生」という人物は見えない。一方、「曹丘生」は實在の人物ではあるが、史書には極わずかな記載が見えるに過ぎない。すなわち、『史記』卷一〇〇季布列傳に、

楚人曹丘生、辯士、數招權顧金錢。事貴人趙同等、與竇長君善。季布聞之、寄書諫竇長君曰、吾聞曹丘生非長者、勿與通。及曹丘生歸、欲得書請季布。竇長君曰、季將軍不說足下、足下無往。固請書、遂行。使人先發書、季布果大怒、待曹丘。曹丘至、即揖季布曰、楚人諺曰、得黃金百斤、不如得季布一諾。足下何以得此聲於梁楚間哉。且僕楚人、足下亦楚人也。僕游揚足下之名於天下、顧不重邪。何足下距僕之深也。季布迺大説、引入、留數月、爲上客、厚送之。季布名所以益聞者、曹丘揚之也。

とあり、また『漢書』卷三七季布傳にはほぼ同じ記述が見えるのみである。右の記述の前には、前漢の文帝のとき、季布が河東郡守を務めていたときの話が記されているので、右の記述も文帝期かそれ以降の出來事ということになる。商水の造律臺傳説における曹丘生は、高祖期に死去しているので、史實の曹丘生とは年代が異なる。

また、商水の中間型では曹丘生の出身地が陳國の草河村とされているが、右の記述では「楚人」とされているのみで、具體的に楚のどこなのかは記されていない。

商水の中間型では「楚の大將九江王鯨布（季布）」が曹丘生のもとを訪問して友人となり、その後秦が六國を統

一したとされているので、季布は戦国末期の楚に仕え、また曹丘生と友人になったのも戦国末期ということになる。しかし、『史記』によると、季布は項羽の部将であったものの、それ以前のことには明らかでなく、戦国楚に仕えていたか否かはわからない。ましてや戦国楚において九江王に封じられていたという史料はなく、「九江王鯨布」とは楚漢抗争期の「九江王黥布」と混同したものである。また、『史記』では曹丘生が季布と面會するために、竇長君に紹介状を書いてもらっており、曹丘生は前漢の文帝期以降初めて季布と面識をえたこととくである。

さらに、商水の間型によると、季布と曹丘生が友人になったのは、陳が楚によって滅ぼされた後のことである。しかし、陳が滅亡したのは戦国末期よりもはるか昔の紀元前四七八年のことであり、時代が合わない。そもそも春秋時代、商水の地は陳の領土ではなく、沈の領土であった。その後、沈が蔡によって滅ぼされると、西部は蔡、東部は頓の領地となった。⁽¹⁵⁾ いずれにせよ、陳とは無関係である。

『史記』季布列傳では曹丘生について「辯士」とあるだけで、法律の知識を持っていたかは明らかでない。また、蕭何との接点も見受けられない。

第二に、永城の協力型では、蕭何は封地の鄴城で律の制定作業を行ったことになっている。しかし、蕭何は丞相、後に相國の任にあり、法律の制定以外にも政務全般をとらなければならず、首都長安を離れ、みずからの封地で律の制定作業を行ったとは考えがたい。

第三に、永城の協力型では、丘生らは『漢九章律』を作り上げたとしてされている。確かに、『漢書』卷二三刑法志には、

於是相國蕭何摯摭秦法、取其宜於時者、作律九章。

とあり、蕭何が「律九章」を作ったと記されている。しかし、近年の研究では、『九章律』は前漢後半期以降に編纂されたものであって、蕭何が編纂したものでもなければ、國家によって國法として編纂されたものでもなかったとする説が有力である。⁽¹⁶⁾ また、永城の對立型では『治漢律典』、商水の對立型では『給漢律典』という法典を編纂

しているが、これらの書名は文献に見えず、法典そのものも今日まで伝わっていない。

第四に、丘生の妻が桃を勝手に摘みとったことにつき、對立型と中間型では丘生がみずから作った法律に照らし、妻を處罰しているが、それらの條文に設けられている法定刑は監獄に入れ、離縁する、片手を斬り落すなどとされている。しかし實際には、漢初の法律では竊盜罪の場合、盗んだ財物の價値に應じ、「黥城旦舂」〔罰金一兩〕の刑罰に處するのが原則であった。一九八三〜八四年に湖北省荊州市荊州區の張家山第二四七號墓より漢初の竹簡羣が出土し、それらの中に含まれている文書「二年律令」は、呂后二年（紀元前一八六年）の律令條文集である。その「盜律」に、

盜賊（贓）直（値）過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、耐爲隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。（第五五簡・五六簡）

とあり、盗んだ財物の價値が六六〇錢を超えれば「黥城旦舂」（顔面に刺青を施し、身分を城旦舂へ降格させる）、六六〇錢以下・二二〇錢以上ならば「完城旦舂」（身分を城旦舂へ降格させる）、二二〇錢未満・一一〇錢以上ならば「耐隸臣妾」（ひげを剃り落し、身分を隸臣妾へ降格させる）、一一〇錢未満・二二錢以上ならば「罰金四兩」（黄金四兩を納入させる）、二二錢未満・一錢以上ならば「罰金一兩」（黄金一兩を納入させる）にそれぞれ處すると定められている。呂后二年といえ、高祖の死去（漢十二年（紀元前一九五））から九年後にあたるが、竊盜罪に對しては前代の秦の法律でもほぼ同様の處罰が設けられていたの⁽¹⁸⁾で、秦から呂后二年へ至るまで、それほど大きな變化はなかったと考えられる。そもそも、秦・漢の法律には片手を斬り落す、片目をえぐり出すなどの刑罰は設けられていなかった⁽¹⁹⁾。

ちなみに、桃が當時の錢に換算していくらになるのかは定かでないが、假に數個の桃が全部で一錢に満たなかったとしても、處罰の対象となつたと考えられる。一九七五年に湖北省雲夢縣の睡虎地第一一號墓より出土した竹簡羣には、戰國末期の秦の法律關聯文書が含まれているが、それらのうちの「法律答問」に⁽²⁰⁾

或盜采人桑葉、臧(贓)不盈一錢、可(何)論。貲(賈)繇(徭)三旬。(第七簡)とあり、勝手に他人の桑の葉を摘みとり、その價值が一錢に満たない場合、「貲徭三旬」(三〇日間徭役に従事させる)に處するとされている。

第五に、對立型では丘生の母が丘生の遺言に従い、律書ないし『治漢律典』の半分を蕭何に賣るか、高祖へ献上している。蕭何はその代金として銀千兩あるいは五千兩を支拂い、高祖は褒賞として銀一萬兩を授けている。しかし、少なくとも秦及び前漢では、商取引の貨幣や褒賞として用いられる財物は銅錢や布・黄金であつて、銀が用いられている例は見えない。

第六に、對立型の中には蕭何が處刑されているものもある。しかし實際には、蕭何は刑死してなどおらず、死去したのも第二代皇帝惠帝のときであつて、高祖期ではない。⁽²²⁾

第三節 造律臺傳説の起源

一、古文獻に見える永城の造律臺傳説

永城の協力型によると、造律臺は當初「鄼臺」と呼ばれ、後に高祖が「造律臺」という名を賜與したとされている。鄼臺という地名が最も古く現れるのは、唐代の李白の詩である。すなわち、唐・殷璠『河嶽英靈集』卷上李白「憶舊游寄譙郡元參軍」に、

渭橋南頭一遇君、鄼臺之北又離羣。

とある。この詩は李白が友人の元演に送つたもので、元演との舊交を回顧しているが、これによると李白は「鄼臺の北」で元演と別れている。つまり、李白も鄼臺そのものか、その近くを訪れていたことがわかる。そして、別れの場として詩に記すほど、當時としても有名な場所であつたと考えられる。

ここでいう「鄧臺」について、南宋の楊齊賢は、

灌嬰傳、嬰降留・薛・沛・鄧。師古曰、凡六縣。鄧、才何切。此唐亳州譙郡鄧縣也。又漢南陽郡鄧縣、音贊、蕭何所封。

と述べ（『李翰林集』卷一三寄楊齊賢注）、『漢書』卷四一灌嬰傳に見える「鄧」は、唐代の亳州譙郡鄧縣（現在の永城市鄧城鎮）を指すが、漢代では南陽郡にも鄧縣があり、蕭何が封じられたところとする。後述する通り、蕭何が封じられた鄧縣が、漢代でいう沛郡鄧縣（現在の永城市鄧城鎮）を指すのか、それとも南陽郡鄧縣（現在の湖北省老河口市）を指すのかをめぐっては、古來より論争がある。楊齊賢のいわんとするところは、「鄧臺」の「鄧」は亳州譙郡鄧縣を指すが、ちなみに漢の南陽郡にも鄧縣があり、蕭何が封じられたところということなのか、それとも單に兩説を並記しているだけなのか、はっきりしないところがある。しかし清の王琦は、ここでいう鄧臺は譙郡に屬すると明言している。⁽²³⁾ 詩の題目に示されている通り、この詩は當時譙郡參軍を務めていた元演へ贈られたものであるから、鄧臺は譙郡のそれを指すと解して然るべきであろう。⁽²⁴⁾

「鄧臺」に言及している史料は極めて少ないが、それらのうち李白の詩に次いで古いのは「孔氏先塋碑記」であろう。碑文の中に、

按姓譜、湯殷之後、至宋孔嘉父遭華父叔之難、其子奔魯、故孔子生於魯、望曰魯國第四院。下七十三代賢孫、本貫鄧臺、近西稍北龍堙原有塋、出祖遷於下邑北還鄉里。（中略）於歲辛卯、大小諸靈奉遷於此。有祖曰二翁、受到大金國勅劄、充鹿邑縣尹、年高而終。

とあり（『嘉慶夏邑縣志』卷八藝文碑刻金）、金のとき、孔子の第七三代目の子孫はそれまで鄧臺を本貫とし、その近くの龍堙（現在の永城市龍崗鎮。鄧城鎮の西に位置する）に先祖の墓地があったが、夏邑縣北の還鄉里（現在の河南省夏邑縣劉店郷王公樓村）へ墓地を移したと記されている。⁽²⁵⁾ 夏邑縣は永城縣の北鄰に位置する。この碑文には立碑の年代が記されていない。『嘉靖夏邑縣志』では、本碑は金代の碑として掲載されている。しかし、薛瑞兆氏は碑文

中に元代の官職名や出来事が記されていることから、金代のものではないとする⁽²⁶⁾。それゆえ、本碑は元代以降のものということになるが、『嘉靖夏邑縣志』卷一地理塚墓金に、

塋一、曰孔氏先塋、有記。縣北還鄉里、自鄧臺龍埋遷於此。墓平碑斷、有塋碑記。

とあり、夏邑縣還鄉里の孔氏先塋には塋碑記が残っていると記されている。それゆえ、立碑年代は元→明の嘉靖年間、その時代の碑文にも鄧臺が見えることになる。

以上のように、鄧臺という地名は唐代以降の文獻に見えるが、造律臺傳説との関係は明らかでない。

次に、「修律臺」という名稱は古文獻に見えないが、「造律臺」は明代以降の文獻に現れる。造律臺に言及した最も古い文獻は、景泰七年（一四五六年）序の『寰宇通志』で、その卷八三開封府上に、

造律臺 在永城縣北三里、上有漢鄧侯蕭何廟、故云。

とあり、わずかながら永城の造律臺について記載がある。また、『寰宇通志』を改編して成った『大明一統志』（天順五年（一四六二年）刊）にも、卷二六開封府上宮室にほぼ同じ記述が見える⁽²⁷⁾。このことから、少なくともこの丘を造律臺とする認識は、遅くとも明代初期には存在したことが知られる。ただし、この記述では、造律臺の上に蕭何廟があるとしているだけで、蕭何と造律臺がいかなる関係にあるのか示されておらず、また丘生に關する記述も見えない。

次に古いのは、嘉靖二十三年（一五四四年）序の『嘉靖永城縣志』卷一地理志古蹟に、

造律臺 在縣西南鄧縣鄉。昔蕭何封邑於鄧、築臺造律。今臺之址及侯之廟猶存。

鄧縣城 在鄧縣鄉。漢置縣、屬沛郡。舊志以此爲漢高封蕭何之食邑。城東有蕭何廟與墓及造律臺、尚存。又其東有巨塚、世傳謂丘生墓、昔與何同定律令者。

とある記述である。これによると、造律臺は蕭何が鄧侯に封じられた後、臺を築き、丘生とともに律令を作成したとされている。清代の地理書や地方志にも造律臺と蕭何・丘生の話が見えるが、いずれも『嘉靖永城縣志』の内容

を出るものではない。

明清期の文献に見える造律臺傳説では、いずれも蕭何と丘生が共同で律を作成したとされている。つまり、その点においては協力型と共通している。一方、對立型は七九年版が最も古く、それ以前の文献には見えない。清末の光緒二十九年（一九〇三年）刊の『光緒永城縣志』においても、卷一四古蹟志に、

鄆縣城 在鄆縣鄉。漢置縣、屬沛郡。城東有蕭何廟與墓及造律臺、爲何造律處。今臺基・廟・墓猶存。邱生墓 在鄆縣城。與蕭何同定律令者。

とあり、蕭何が丘生と造律臺で律を作ったとされている。

二、古文獻に見える商水の造律臺傳説

永城の場合と異なり、『寰宇通志』と『大明一統志』には、商水の造律臺傳説に関する記述は見えない。また、商水縣の地方志は、明代では編纂されたという記録さえない。明代では、商水縣は河南布政使司開封府陳州に所屬し、河南については『成化河南總志』と『嘉靖河南通志』、開封については『萬曆開封府志』が編纂されているが、いずれも商水の造律臺傳説に関する記載はない。

清に入ると、『順治商水縣志』の他、『河南通志』が順治・康熙・雍正・乾隆年間、『開封府志』が順治・康熙年間にそれぞれ編纂されているが、それらの中では商水の造律臺傳説について一切言及されていない。商水の造律臺傳説について言及しているのは、現存する文献の中では乾隆十二年（一七四七年）の『乾隆商水縣志』卷二建置志廟寺觀閣、及び同年の『乾隆陳州府志』卷一〇古蹟廟寺商水縣が最も古い。兩者の記述はほぼ同じであるが、前者には、

邱生廟、城西南二十五里、北蔡寺之西。相傳邱生與蕭何造律、廟之下即其塚也。然前史不載、無可攷証。（下略）按前漢書蔡人曹邱生、說士也、與季布同時。疑即其人也。

と記されている。これによると、北蔡寺の西（現在の商水縣白寺鎮郭小寨村）に丘生廟、その下に塚があり、丘生とは蕭何と律を作成した者と伝えられているという。そして、編纂者の考察によると、史書には記載がなく、考證は不可能であるが、丘生とは『漢書』でいう曹丘生を指すのではないかという。ちなみに、編纂者の考證では、『漢書』に「蔡人曹邱生」とあるとするが、『漢書』でも曹丘生は楚の人とされており、蔡の人とする記述は見えない。『乾隆商水縣志』と『乾隆陳州府志』の記述から、遅くとも乾隆十二年までには商水でも造律臺傳説が存在したことがわかる。『乾隆商水縣志』・『乾隆陳州府志』のいわば舊版である『順治商水縣志』及び『順治陳州志』・『康熙續修陳州志』にはこれが見えないことからすると、商水縣の造律臺傳説は、あるいは順治・康熙の頃にはまだ成立していなかったのかもしれない。もちろん、單にこれらの編纂者が見落したか、あるいは敢えて採録しなかったという可能性もあり、あくまで推測に留まる。

『乾隆商水縣志』と『乾隆陳州府志』の記述について注目されるのは、丘生が曹丘生であることは、あくまでも編纂者の考察として述べられていることである。ところが、民國七年（一九一八年）刊の『民國商水縣志』卷五地理志古蹟では、

曹邱故里 在城南六里、汾河北岸有地隆起。相傳漢蔡人曹邱生故里。

とあり、商水縣には曹丘生の故里があったという言い傳えが突如として現れる。しかも、『乾隆商水縣志』と『乾隆陳州府志』の考察と同様、曹丘生はなぜか蔡の人とされている。

ちなみに、「造律臺傳説」といつても、少なくとも古文獻では、商水に造律臺あるいは修律臺があったとする記述は見えない。丘生の廟と墳墓があると記されているのみである。

第四節 造律臺傳説の形成

それでは、造律臺傳説はいかなる過程を経て形成されたのであろうか。また、永城と商水の造律臺傳説はいかなる関係にあるのであろうか。

第二節でも述べた通り、『漢書』卷二三刑法志には、漢初に蕭何が「律九章」を定めたと記されている。しかし、近年の學界では、蕭何は律九章を編纂しておらず、前漢後期に律學書として『九章律』が編纂され、後漢になるとその撰者が蕭何に假託されたという理解が有力である。筆者も基本的にはこの説に賛同するが、漢の法律の基礎を築くのに、蕭何が何らかの貢献をしたことまで否定されるべきではないと考える。『史記』卷五三蕭相國世家に、

漢二年、漢王與諸侯擊楚。何守關中、侍太子、治櫟陽。爲法令約束、立宗廟・社稷・宮室・縣邑。

とあり、楚漢抗爭期の漢二年（紀元前二〇五年）、蕭何は當時の首都櫟陽で「法令約束」を作ったと記されている。また、『史記』卷五四曹相國世家でも、

參爲漢相國、出入三年、卒、謚懿侯。子窋代侯。百姓歌之曰、蕭何爲法、頼若畫一。曹參代之、守而勿失。とあり、相國蕭何の死後、曹參がこれに代わって相國に就任するが、曹參が死去した後、民は「蕭何が法を作り、その法は「一」字を畫くように明確であった。曹參はこれを遵守し、失うことがなかった」と歌ったという。

その後、蕭何による法律制定は、おそらく史實以上に過大評價されるに至る。後漢・王充『論衡』謝短篇に、
法律之家亦爲儒生。問曰、九章、誰所作也。彼聞臯陶作獄、必將曰、臯陶也。（中略）或曰、蕭何也。

とあり、後漢では『九章律』の撰者を臯陶とする説と、蕭何とする説があったらしい。臯陶は帝堯・帝舜に比べ、「李」・「大理」・「士」として治獄を司り、法律を制定し、「獄」（監獄）を設置したといわれる⁽²⁸⁾。もちろん傳説上の人物であるが、後漢では獄神として祀られるに至る。『後漢書』卷六七黨錮列傳に、

後牢脩誣言鉤黨、滂坐繫黃門北寺獄。獄吏謂曰、凡坐繫皆祭臯陶。

とあり、後漢後期、范滂が逮捕されて黄門北寺獄に勾留されたとき、獄吏は范滂に對し、一般に勾留された者はみな臯陶を祀っている、と語っている。後漢において『九章律』の撰者が臯陶か蕭何かという説があったことは、當時蕭何は、獄神臯陶に比肩するほどの地位をある意味ではえていたといえよう。ちなみに、南宋・洪邁『夷堅志』支乙卷九宜黄青墓條に、

宜黄縣獄有廟、相傳奉事蕭相國、不知所起如何也。

とあり、遅くとも南宋までには、蕭何自身も獄神として祀られるようになった。

そして、遅くとも西晉までには、蕭何は律令制定の功績が評價されて列侯に封じられたという認識さえ現れる。

『晉書』卷三〇刑法志に、

武帝詔曰、昔蕭何以定律令受封。

同書卷四〇賈充列傳に、

詔曰（中略）昔蕭何以定律受封。

とあり、西晉の武帝が詔の中で、蕭何は律令を定めた功績により封侯の賞を受けたと述べている。『晉書』卷一二八慕容超載記にも、

超議復肉刑・九等之選、乃下書於境內曰（中略）是以蕭何定法令而受封、叔孫通以制儀爲奉常。

とあり、南燕の慕容超も同様のことを述べている。『史記』蕭相國世家に、

高祖以蕭何功最盛、封爲鄼侯、所食邑多。功臣皆曰（中略）今蕭何未嘗有汗馬之勞、徒持文墨議論、不戰、顧反居臣等上、何也。（中略）高帝曰、夫獵、追殺獸兔者狗也、而發蹤指示獸處者人也。今諸君徒能得走獸耳、功狗也。至如蕭何、發蹤指示、功人也。且諸君獨以身隨我、多者兩三人。今蕭何舉宗數十人皆隨我、功不可忘也。羣臣皆莫敢言。

とあり、『史記』によると、漢の天下統一に至るまで、高祖のもとで功績を立てた者のうち、蕭何の功績が最も高く評價され、酈侯に封じられた。これに對して他の功臣たちは、蕭何自身はただ文筆を持って議論していただけで、戰鬪には参加しなかったという不満を漏らした。高祖は蕭何が他の者たちへ指示を與える役割を果たしたこと、及び宗族數十人を引き連れて高祖に付き従ったことを評價の理由として擧げている。「持文墨」は法律を制定したことも含まれるかもしれないが、少なくとも高祖はそれだけを評價の対象としたわけではない。また、蕭相國世家では前掲の記述に續いて、

列侯畢已受封、及秦位次、皆曰、平陽侯曹參身被七十創、攻城略地、功最多、宜第一。(中略)關内侯鄂君進曰(中略)夫上與楚相距五歲、常失軍亡衆、逃身遁者數矣。然蕭何常從關中遣軍補其處、非上所詔令召、而數萬衆會上之乏絕者數矣。夫漢與楚相守滎陽數年、軍無見糧、蕭何轉漕關中、給食不乏。陛下雖數亡山東、蕭何常全關中以待陛下、此萬世之功也。

とあり、列侯の序列を決めるとき、列侯はみな曹參を第一位にすべきといったが、鄂君は次の三つの理由から、蕭何の序列を第一位にすべきと主張している。すなわち、①高祖は項羽との戦いでたびたび軍勢を失って逃亡したが、蕭何はいつも關中より軍を派遣し、兵員を補充した。②高祖が項羽と滎陽で數年間對峙したとき、蕭何が關中より兵糧を輸送したため、兵糧が欠乏することはなくなった。③高祖はしばしば山東の地を失ったが、蕭何は常に關中を保っていた。以上①②③の中に、蕭何が法律を制定したことは一切見えない。蕭何は、史實ではむしろ法律制定以外の面が評價されて酈侯に封じられたごとくである。

蕭何が封じられた酈が具體的にどの地を指すかをめぐっては、古來より論争がある。①蕭何本人は沛郡酈縣に封じられたが、死後にその後繼者が南陽郡酈縣へ轉封されたとする説、②蕭何も當初から南陽郡酈縣に封じられたとする説がある³¹⁾。沛郡酈縣は現在でいう永城市酈城鎮、南陽郡酈縣は湖北省老河口市に位置する。『通典』卷一七七州郡七注が引く後漢・班固「泗水亭高祖碑」に、

文昌四友、漢有蕭何、序功第一、受封於鄜。

とあり、蕭何は「鄜」に封じられたとされている。『説文解字』では邑部に、

鄜、沛國縣。

とあり、鄜は沛國の縣とされている。これについて清の段玉裁は、鄜は鄜の古字とする（『段氏説文解字注』第六篇下）。ということは、①と②のいずれの説が正しいかはともかく、遅くとも後漢では、蕭何が封じられた鄜は沛郡鄜縣であったとする認識が存在したことになる。

『寰宇通志』の記述から、明代初期までには、鄜城の造律臺に蕭何廟が建てられていたことがわかる。この地に蕭何廟が建てられたのは、當地がかつて蕭何の封地であったという認識によるものである。また、現在鄜城鎮の中には蕭竹園・南蕭莊・蕭樓・蕭黑樓・蕭何涯など、「蕭」が附された集落がいくつもあり、蕭姓の人々が居住しているが、彼らは蕭何の後裔と伝えられ、かつては造律臺上の蕭何廟を蕭氏宗祠として祀っていたという⁽³²⁾。さらに、李景聘氏によると、一九三六年に造律臺で試掘を行ったとき、蕭姓の者が先祖の舊跡が破壊されるとして、試掘に反対したという⁽³³⁾。彼らが実際に蕭何の子孫か否かはともかく、蕭姓の者が古くからみずから蕭何の子孫と自認し、蕭何廟を建てて祀っていたのであろう。『寰宇通志』には造律臺が具體的にいかなるものと認識されていたのか明記されていないが、蕭何廟が建てられていること、及び「造律臺」という名稱からすると、遅くとも明代初期までには、蕭何がこの地で漢律を編纂したという傳説が形成されていたと考えられる。

その後、明代中期までには、造律臺と蕭何の結びつきはさらに強まっていく。『寰宇通志』によると、造律臺には蕭何廟があるのみであるが、前掲『嘉靖永城縣志』に「城東有蕭何廟與墓及造律臺、尚存」とあるのによると、造律臺の近くには蕭何の墓もあったという。おそらく、明代初期から中期へ至るまでの間に、造律臺周邊の古墓か自然の丘陵が蕭何の墓ということにされたのであろう⁽³⁴⁾。

また、同じく明代中期までには、丘生が造律臺において蕭何とともに律令を制定したという傳説が新たに加わる

（『嘉靖永城縣志』）。なぜ丘生という人物がこの傳説に加えられたのかは定かでないが、「丘」という姓からすると、造律臺が丘陵の形を呈していることと關聯があるのではなからうか。當時の鄆城の人々は、造律臺に發想をえて「丘生」という人物を生み出し、彼が蕭何の律の作成を助けたと認識するようになったと推測される。また、『嘉靖永城縣志』によると、造律臺の東には「巨塚」があり、丘生の墓と伝えられるという。それゆえ、あるいは當時の人々は、造律臺と巨塚という二つの丘陵が聳え立っているのを見て、まるで巨塚が造律臺を補佐しているかのよう（35）に感じとり、そこで巨塚に發想をえて丘生という人物を生み出し、巨塚自体も丘生の墓と認識されるようになったとも考えられる。丘生の「生」はおそらく名ではなく、學識のある者に對する敬稱で、「先生」程度の位であろう（36）。丘陵から生み出された人物に過ぎないので、特に名までは創られなかったと考えられる。ちなみに、丘生墓も蕭何墓と同様、実際には何者かを埋葬した古墓か、あるいは自然の丘陵であろう（36）。

一方、商水では、遅くとも乾隆年間までには造律臺傳説が形成された。永城と商水の造律臺傳説の關係については、前者から後者へ傳わったと考えられる。筆者がそう考える理由は二つある。

第一に、永城の造律臺傳説は明代初期の文獻に現れる。一方、商水のそれは清の乾隆年間以降の文獻に現れ、それより前の縣志・府志・省志には見えない。それゆえ、單純に考えれば、永城の傳説の方が古く、それが乾隆年間までに商水へ傳わったと推測することができる。

第二に、永城であると商水であると問わず、少なくとも清末までの文獻に見える丘生は、蕭何とともに法律を作成した者とされている。よって丘生の傳説は、蕭何なしには發生しえなかつたはずである。鄆縣は古來より蕭何の封地とされるところで、蕭何にちなむ傳説が發生する要素があつた。それに對して、商水は本來蕭何といかなる關係もない。現に、商水では鄆城と異なり、蕭何の廟・墓とされるものはない。蕭何と縁もゆかりもない商水で、丘生の傳説が自然發生することはありえなかつたであらう。

乾隆年間までには造律臺傳説が商水へ傳わり、白寺鎮郭小寨村にある何者かの古墓が、丘生のもつとされたので

あろう。そして、この丘生とは曹丘生のことではないかとする説が現れた（『乾隆商水縣志』、『乾隆陳州府志』）。地元ではいつしかそれが事實として受け止められ、遅くとも民國初期までには、商水縣に曹丘生の故里があったことにされたのであろう（『民國商水縣志』）。曹丘生墓とされる墳墓は今もなお残っている。高さ三メートル、面積は約八〇平方メートルで、民國期までは廟も建てられていた。廟はその後破壊されたが、近年その跡地に祠と曹丘生の像が建てられた。

第五節 口頭傳承の形成・傳播と時期

一、口頭傳承の形成と傳播

『嘉靖永城縣志』以降の地方志では、永城であると商水であるとを問わず、丘生は蕭何とともに律令を作成した者として記されている。これを一九七〇年代以降の聞き調査によってえられた口頭傳承と比較すると、協力型とのみ一致する。協力型では、蕭何は鄴城縣で律を作成し、丘生らにその作業を行わせ、羣臣とともに修訂を加えている。それゆえ、協力型における丘生は、確かに「蕭何とともに律令を作成した者」といえよう。一方、對立型と中間型では、律を作成したのは丘生であって、蕭何はただ丘生が作成した律を高祖へ献上したに過ぎず、丘生は「蕭何とともに律令を作成した者」とはいえない。

前節で述べた通り、鄴城においては、蕭何が造律臺で律を作成したという傳説が明代初期までに形成されたと考えられ、これが最も古い造律臺傳説の形態であったであろう。そして、明代中期までには、丘生が蕭何とともに律令を作成したという傳説が付け加えられた。口頭傳承の協力型はこれと基本的に一致するので、協力型・對立型・中間型の中では最も早く形成されたと考えられる。もともと、協力型が今日の形へ發展したのは、おそらく後世のことであって、明代中期までに形成された造律臺傳説とは必ずしも同一ではなかったであろう。

古文獻に對する檢討結果によると、造律臺傳説は乾隆年間までに永城から商水へ傳えられた。商水の地方志でも、丘生は蕭何とともに律を作成した者と記されているので、協力型も傳わつていたと考えられる。

さらに、對立型は永城・商水とも見える。造律臺傳説が永城で形成されたことを考えると、對立型も永城から商水へ傳えられたと考えるのが普通であるが、逆の可能性も否定できない。つまり、商水へ傳わつた造律臺傳説が獨自に發展して對立型が形成され、永城へいわば逆輸入されたと考えられなくもない。しかし、假に對立型が商水から永城へ傳えられたとすると、傳説の主人公が曹丘生から丘生へ變更されたことになる。曹丘生は實在の人物であり、わざわざ主人公を實在の人物から架空の人物へ變更する理由はないように思われる。それゆえ、やはり對立型も永城で形成され、商水へ傳えられたと見るべきであろう。

また、第一節では永城と商水の對立型の違いを逐一示したが、それらは對立型が商水へ傳わつた後、獨自に發展したことを示している。それと並行して、おそらく永城でも對立型は徐々に變化し、現在の形へと發展していったのであろう。第一節で檢討した通り、同じ永城の對立型でも違いが見られるのは、永城の中でも傳説には地域差と時代差があったことを窺わせる。永城から商水へ傳えられたときの對立型も、現在のものとは必ずしも同じでなかったと推測される。

中間型は永城に見られず、商水のみ見られるので、造律臺傳説が商水へ傳わつて以降形成されたのであろう。對立型が永城から商水へ傳えられたことからすると、中間型が發展して對立型へ變化したのではなく、協力型と對立型が折衷され、中間型が形成されたと考えられる。中間型は永城の對立型よりも商水の對立型と共通する部分が多いので、對立型が商水で獨自の發展をある程度遂げて以降、中間型が形成され、現在の形へ發展したのであろう。

二、形成と傳播の時期

以上は推測によるところも多いが、私は大過ないと考えている。ここで問題となるのは、協力型・對立型・中間

型、中でも對立型・中間型が形成・傳播した時期である。これについては二つの可能性が考えられる。

第一に、乾隆年間までに協力型・對立型が永城で形成され、乾隆年間までに商水へ傳播したという可能性である。しかし、このように解すると、次のような問題が生じる。すなわち、對立型と一致する記載は、地方志も含め、古文獻には一切見えない。對立型では、蕭何は丘生の文才を妬み、丘生を不正に不合格とした人物として描かれているが、清初の李胤岳が造律臺について詠んだ詩では、蕭何はむしろ贊美されている。すなわち、『順治河南通志』卷三八藝文四詩皇清「李胤岳鄴侯律臺」では、

荒城遺址自崔嵬、傳是蕭公造律臺。尚見六朝興兩姓、自應一代位三台。(マ) 頽垣寂歷來狐兔、野水蒼茫半草萊。莫話當年秦法苦、應知漢網本恢恢。

とあり、蕭何は敬意を込めて「蕭公」と呼ばれ、また蕭何がわずか一代で三公の地位へ昇りつめ、その子孫が六朝のときに二つの王朝（齊と梁）を建國したと述べられている。また、民國期の魏廣卿「造律臺」でも、(40)

輔漢立基顯傑才、猶留造律一荒臺。蕭侯理盡文章老、食邑受封鄴縣來。

とあり、蕭何が傑出した才能を發揮し、漢王朝の基礎を築くのを助けたこと、及び蕭何の書く文章が老成していたことを贊美している。「蕭侯」も敬意を込めた呼称であろう。

その他にも、『光緒永城縣志』卷三六詞章志詩「呂永輝鄴臺曉晴」に、

高臺零亂對荒城、幾度登臨感慨生。三面荷花紅粉綻、四圍楊柳綠陰橫。我來避暑乘新霽、儒者讀書享大名。莫謂邱生同造律、方輿地志辨宜清。

とあり、清末に呂永輝が詠んだ詩でも、丘生が蕭何と律を作ったとされており、對立型とは一致しない。呂永輝と魏廣卿はともに永城の人であるから、對立型が當時既にあつたとすれば、當然知っていたはずである。にもかかわらず、彼らの詩の内容は對立型と一致していない。

もつとも、文獻には全てが記載されているわけではない。文獻に記載されていないからといって、それが當時存

在しなかったことには必ずしもならない。文献や詩を書き残したのは、常に知識人であった。彼らからすると、少なくとも對立型は蕭何が刑死するなど、史書の内容と著しく矛盾した荒唐無稽なものとして映り、地方志や詩の中に採り上げるまでもなかったという可能性もある。

しかしその一方で、鄧城は蕭何の封地と認識されていたこと、造律臺の上には蕭何廟が建てられていたこと、蕭姓の者が蕭何を祖と仰いでこれを祀っていたことなどからすると、少なくとも民國期より前では、蕭何をいわば悪役にするような傳説が鄧城とその近邊で生まれたとは考えがたい。

第二に、丘生が蕭何とともに律令を作成したという傳説は、乾隆年間までに商水へ伝えられたが、民國期以降に永城で對立型が形成され、商水へ再度伝えられたという可能性である。確かに、このように理解すれば、民國期までの文献や詩に對立型の要素が見出せないことに説明がつく。この場合、對立型と中間型は近現代に至って形成されたもので、それほど長い歴史を持つものではないことになる。

假に近現代に至って對立型が形成されたとすれば、その背景は、あるいは近現代史の過程の中で、蕭何及び蕭姓の傳統的な權威が揺らいだことに關聯があるのかもしれない。「呂永輝鄧臺曉晴」の「儒者讀書享大名」に對する注に、

蕭氏・胡氏讀書臺上、皆中科名。

とあり、蕭氏と胡氏は造律臺の上で書を読み、進士に及第したという。ここでいう蕭氏とはおそらく蕭譜元のことであろう。蕭譜元は鄧城の人で、明の崇禎七年（一六三四年）に進士となり、大理寺丞などの官職を歴任した人物である。⁽⁴²⁾このように進士を輩出するほど、蕭姓は特に民國より前の鄧城において、權勢を誇っていたと考えられる。しかし、民國以降、その權勢は何らかの理由により徐々に失墜していき、それに伴って蕭何を貶めるような對立型が形成されたのではあるまいか。權勢失墜の理由はわからないが、民國期以降、永城では他の地域と同様、神像の破壊、農民の暴動、學校教育の近代化、キリスト教の傳道、抗日戰爭、國共内戰など、さまざまな社會的混亂

が起こっている。さらに、國共内戦中の一九四七年以降、永城は中國共產黨軍の勢力下に入り、土地改革の中で地主が土地を沒收され、地主や富農は處罰あるいは處刑されたり、羣衆によって殺害されたりした。⁽⁴³⁾ 中華人民共和國成立以降も、反右派鬭争、大躍進政策、文化大革命など、既存の社會的秩序を徹底的に破壊する政策・運動が行われた。あるいはこれらの中に、蕭何及び蕭姓の權威を失墜させた事由があつたのかもしれない。

それでは、いずれの可能性が眞實であつたのであろうか。對立型・中間型は古文獻に見えず、一九七〇年代以降の聞取調査によつて初めて知られるようになったこと、民國期より前において、蕭何を貶める傳説が永城で形成されたとは考えがたいことからすると、どちらかといえば第二の可能性が高そうに思えなくもない。しかし、斷定するほどの證據がないことも事實であり、對立型・中間型の形成・傳播の時期は、殘念ながら不明といわざるをえない。

結 語

最後に殘された問題として、なぜ造律臺傳説は商水のみに傳わり、他の地域には傳わらなかつたのであろうか。永城と商水の間にはさまざまな市や縣があり、また商水は特に蕭何とのゆかりがあるわけでもない。これについては不明とせざるをえないが、一つ注目される點がある。永城市芒山鎮雨亭村魯莊の西二〇〇メートルには、かつて「漢高斷蛇之處」碑が建てられていた。碑文によると、これは漢の高祖が秦末にこの地で大蛇を斬つたことを記念して、⁽⁴⁴⁾ 明の隆慶五年（一五七一年）に建てられたものである。⁽⁴⁵⁾

ところが、その一方で『順治商水縣志』卷二輿地誌古蹟には、白帝臺、縣西北三十里、相傳即漢高祖斬白蛇處。

とあり、商水縣の西北三〇里には「白帝臺」があり、漢の高祖が白蛇を斬つた場所と傳えられている。造律臺傳説

と同様、他の地域には高祖が蛇を斬った場所と伝えられるところはなく、永城と商水に限られる。これは永城と商水の間には何らかの緊密な関係があったことを示すものではあるまいか。兩者の間にはいかなる関係があったのかは未詳であるが、例えば多数の者が永城から商水へ移住したとか、永城と商水の間で盛んに交易が行われた、などが可能性として考えられる。もともと、それらを裏づける史料は見あたらない。

〔注〕

- (1) 永城縣地方史志編纂委員會編『永城縣志』（新華出版社、一九九一年）四八九頁参照。ただし、一九三六年に調査を行った李景聯氏によると、東西約四六メートル、南北約七五メートル、周圍約四〇〇メートルあったという。「豫東商邱永城調査及造律臺黑孤堆曹橋三處小發掘」（『中國考古學報』第二冊、一九四七年）参照。『永城縣志』のいう「長さ」と「幅」が東西・南北のいずれの長さを指しているのかわからないが、假に「長さ」が南北、「幅」が東西を指しているとする、「永城縣志」所載の寸法の方が短いことになる。李氏が記録している寸法は一九三六年のものであるから、その後の開發や自然の風化などに伴い、小さくなったという可能性も否定できないが、單に計測地點・方法の違い、あるいはいずれかの誤りという可能性もある。
- (2) 李景聯「豫東商邱永城調査及造律臺黑孤堆曹橋三處小發掘」参照。
- (3) 嚴文明「龍山文化和龍山時代」（『文物』一九八一年第六期）など参照。
- (4) 李伯謙「論造律臺類型」（『文物』一九八三年第四期）など参照。
- (5) 周知の通り、清では雍正三年（一七二五年）以降、孔子の諱を避け、原則として「丘」字の代わりに「邱」を用いるようになった。聞取調査記録や古文獻に見える「丘生」の「丘」も、「邱」字を用いているものもあるが、本稿ではそれらの調査聞取記録の要約を示したり、古文獻を引用する際のみ「邱」字を用い、他では全て「丘」字に統一する。
- (6) 江華「造律臺的故事」（王獻嶺編『永城故事』上册、河南文藝出版社、二〇一三年）参照。本書の序文によると、本書は永城第二小學の教員が教材として編纂したものである。本書に収録されている傳説は、おそらく各執筆者が伝え聞

いている永城の傳説を記したものと思われるが、これはいわば各執筆者がみずからに對して聞取調査を行った結果を記録したようなものであるから、本稿では聞取調査の記録の一つとして扱うこととする。

(7) 任聘搜集整理「造律臺」(『民間文學』一九八〇年第六期) 参照。中國民間文藝研究會河南分會・河南大學中文系編『河南民間故事集』(中國民間文藝出版社、一九八五年) にも「邱生造律」という傳説が収録されているが、搜集整理者・講述者ともに『民間文學』収録のものと同じであり、文章もほぼ同じである。

(8) 永城縣地方志編纂委員會編『永城縣志』(新華出版社、一九九一年) 四七七～四七九頁、『中國民間故事集成』全國編輯委員會・『中國民間故事集成・河南卷』編輯委員會編『中國民間故事集成・河南卷』(中國 ISBN 中心、二〇〇一年) 二五〇・二五一頁、李志芹・李愛啓編『永城民間傳説』(黃山書社、二〇〇一年) 九六～一〇一頁参照。以上の他、閻根齊「蕭何與造律臺」(許登文編『歷史文化名城商丘覽勝』中州古籍出版社、二〇〇一年) でも造律臺傳説の要旨が紹介されている。内容はおおむね七九年版と同じであるが、①丘生が試験を受け、蕭何がそれを不合格にする場面がない。②丘生によって作成された律書の名稱が『治漢律典』とされている。③丘生がみずから定め、死亡する原因となった法規は、「妻を離縁するのに、父母の許可を経ず、勝手に自分で行った者は、死刑にあたる」というものであった、という違いがある。①によると、同書の造律臺傳説を對立型に分類してよいか迷うところであるが、あくまでも要旨なので、①は省略されているだけかもしれない。

(9) 劉敬峰・蘇兆連編『商水文物』(商水縣文物管理所) 参照。本書には出版時期が記されていないが、冒頭部分に「一九九三年三月」の揮毫が二頁あるので、本書はこれより間もない時期に出版されたと考えられる。

(10) 『商水文物』九四～九八頁参照。

(11) 『商水文物』三一～三三頁参照。

(12) 陳連忠『河南民間文學集成 周口地區故事卷』(中原農民出版社、一九九一年) 一五二～一五四頁、『中國民間故事集成・河南卷』二五一頁参照。

(13) 以上の他、二〇一八年二月五日にも、商水縣文廣旅局が商水縣白寺鎮郭小寨村(曹丘生墓の所在地)で曹丘生の傳説・故事の聞取調査を行っている。『周口日報』二〇一八年二月一日参照。

(14) 『春秋左氏傳』哀公十七年に「秋七月己卯、楚公孫朝帥師滅陳」とある。

- (15) 商水縣地方志編纂委員會編『商水縣志』(河南人民出版社、一九九〇年) 四九頁参照。
- (16) 陶安あんど「法典編纂史再考——漢篇・再び文献史料を中心に据えて——」(『東洋文化研究所紀要』第一四〇冊、二〇〇〇年)、滋賀秀三『中國法制史論集 法典と刑罰』(創文社、二〇〇三年) 三二〜三九頁、廣瀬薫雄『晉書』刑志に見える法典編纂説話について、「九章律佚文考」(同氏『秦漢律令研究』汲古書院、二〇一〇年) 参照。
- (17) 張家山漢簡の簡番號・釋文は陳偉・彭浩・工藤元男編『二年律令與奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七年) によつた。
- (18) 拙著『秦漢刑法研究』(知泉書館、二〇〇七年) 一七八〜一八五頁(二〇〇二年原載) 参照。
- (19) 漢代の刑罰については、拙稿「秦律・漢律の刑罰制度」(『秦漢刑法研究』) 参照。
- (20) 睡虎地秦簡の簡番號・釋文は陳偉編『秦簡牘合集 釋文注釋修訂本(壹)』(武漢大學出版社、二〇一六年) によつた。
- (21) 柿沼陽平「戰國秦漢時代における物價制度と貨幣經濟の基本的構造」(二〇〇六年原載)、「戰國秦漢時代における錢と黄金の機能的差異」(二〇〇七年原載)、「戰國秦漢時代における布帛の流通と生産」(二〇〇八年原載)(以上同氏『中國古代貨幣經濟史研究』(汲古書院、二〇一一年) 参照。
- (22) 『史記』卷五三蕭相國世家に「孝惠二年、相國何卒」とある。
 なお、永城の傳説版では蕭何が白酒を飲まされている。白酒の起源については諸説あり、唐代から元代までさまざまであるが、近年では江西省南昌市の前漢の海昏侯劉賀墓から蒸溜器が出土したことなどにより、前漢あるいはそれ以前から白酒が作られていたとする説もある。來安貴・趙德義・曹建全・周利祥・王海平「海昏侯墓出土蒸餾器與中國白酒的起源」(『釀酒』二〇一八年第一期) 参照。
- (23) 王琦『李太白詩集注』卷二三に「此所云鄼臺者、屬於譙郡」とある。
- (24) 唐・高適『高常侍集』卷一詩宋中十首に「梁王昔全盛、賓客復多才、悠悠一千年、陳跡惟高臺、寂寞向秋草、悲風千里來」とあり、張志清氏はこの詩を造律臺について詠んだものと解している。張志清「造律臺與造律臺遺址」(閩根齊・米景周・劉兆云編『商丘名人名勝』中州古籍出版社、一九八六年) 参照。その根拠は示されていないが、南宋・蔡夢弼會箋『杜工部草堂詩箋』外集では「高臺」について「前注」とある。同書ではその少し前に李白の「梁園醉歌」が

擧げられており、その中に「訪古始及平臺間」とあるのについて注に「漢梁孝王好治宮室、爲復道、自宮連屬至平臺三十里、招延賢士。平臺即吹臺也。陳留風俗傳、開封縣有倉頡・師曠城、城上有列仙吹臺、梁孝王亦增築焉。宋（朱）梁開平二年、改爲講武臺。後有繁民（氏）居其側、里人呼爲繁臺」とあり、「前注」とはこれを指すごとくである。これによると、「梁園醉歌」の「平臺」とは、開封縣の「吹臺」のことであるという。「漢梁孝王（招延賢士）」は『史記』卷五八梁孝王世家及び『漢書』卷四七文三王傳にほぼ同じ記述が見えるが、平臺については『史記集解』に「徐廣曰、睢陽有平臺里」、「史記索隱」に「如淳云在梁東北、離宮所在者、按今城東二十里臨新河、有故臺址、不甚高、俗云平臺、又一名脩竹苑」、「漢書」の如淳注に「平臺在大梁東北、離宮所在也」、晉灼注に「或說在城中東北角」、顏師古注に「今其城東二十里所有故臺基、其處寬博、土俗云平臺也」とある。睢陽（大梁）は現在でいう商丘市の南に位置する。一方、『陳留風俗傳』によると、吹臺は開封縣にあり、平臺とは位置が異なる。それゆえ、平臺と吹臺はそれぞれ別の臺のごとくであるが、いずれにせよ前漢の梁の孝王と關聯がある。高適の詩は孝王について詠んだものと思われ、「高臺」が平臺と吹臺のどちらを指すのかは判然としないが、いずれにせよ永城の造律臺とはいかなる關係も見出せない。

(25) 「孔氏先塋碑記」では「下邑」に作るが、「下」は「夏」の通假字であろう。高亨纂著・董治安整理『古字通假會典』（齊魯書社、一九八九年）八四九頁參照。

(26) 薛瑞兆『金文最』校札——署名問題及其他（『江蘇大學學報』社會科學版二〇一一年第一期）參照。

(27) 周知の通り、『大明一統志』は天順五年（一四六一年）に刊行されて以降、明末へ至るまで何度か改訂されている。造律臺についての記述は、内府本（天順五年（一四六一年）刊）・慎獨齋本（弘治十八年（一五〇五年）刊）・歸仁齋本（嘉靖三十八年（一五五九年）本）の『大明一統志』では卷二六開封府上宮室に見えるが、明末の萬壽堂本では卷二七歸德府宮室に見える。これは當地一帯が嘉靖二十四年（一五四五年）まで「歸德州」として開封府に所屬していたが、同年に「歸德府」へ昇格したためであろう。もともと、嘉靖三十八年の歸仁齋本でも卷二七に「歸德府」の章は設けられていないが、わずかに十四年前の改革なので、反映されていないのであろう。ちなみに、内府本・慎獨齋本・歸仁齋本では「寰宇通志」と同じく「在永城縣北三里」に作るが、萬壽堂本では「在永城縣西南三里」に作り、永城縣からの方位が異なっている。「西南」に作るべきである。

(28) 前漢・劉向『説苑』君道篇に「當堯之時（中略）皋陶爲大理」、『初學記』卷一二職官部下大理卿が引く『春秋元命

包」に「堯爲天子、夢馬喙子、得臯陶、聘爲大理」、《管子》法法篇に「舜之有天下也（中略）臯陶爲李」、《孟子》告子下篇に「桃應問曰、舜爲天子、臯陶爲士」とある。「李」については《管子》大匡篇の尹知章注に「李、獄官也」、「大理」については《禮記》月令の鄭玄注に「理、治獄官也。有虞氏曰士、夏曰大理、周曰大司寇」、「士」については《周禮》秋官司寇の鄭玄注に「士、察也。主察獄訟之事者」、《史記》卷一五帝本紀の裴駟《集解》が引く馬融注に「獄官之長」とある。

(29) 『竹書紀年』（今本）帝舜有虞氏に「三年、命咎陶作刑」、《呂氏春秋》審分覽君守篇に「臯陶作刑」、《後漢書》卷四四張敏列傳に「敏復上疏曰（中略）臣伏見孔子垂經典、臯陶造法律」とある。また、『春秋左氏傳』昭公十四年には「叔向曰（中略）夏書曰、昏・墨・賊、殺。臯陶之刑也」とあり、臯陶が定めたとされる法律が引用されている。

(30) 『急就篇』卷四に「臯陶造獄、法律存」とある。

(31) 朱紹侯『鄆侯蕭何封地考』（張本義編『大連圖書館百年紀念學術論文集』萬卷出版公司、二〇〇七年）参照。

(32) 張志清「造律臺與造律臺遺址」参照。

(33) 李景聃「豫東商邱永城調查及造律臺黑孤堆曹橋三處小發掘」参照。

(34) 蕭何の墓と伝えられるものは、中國各地に複数存在するが、『史記』蕭相國世家の『集解』が引く『東觀漢記』に「蕭何墓在長陵東司馬門道北百步」とあり、これが蕭何の墓の所在を伝える最も古い記載である。「長陵」とは漢の高祖の陵墓で、現在でいう陝西省咸陽市渭城區窯店鎮三義村に位置する。『東觀漢記』の記述によると、蕭何墓は要するに長陵の東北に位置することくであるが、現在その所在は不明である。もともと、國家文物局編『中國文物地圖集 陝西分冊』（西安地圖出版社、一九九八年）下冊三五二頁によると、蕭何墓は渭城區韓家灣鄉徐家寨村にあるという。徐家寨村はちょうど長陵の東北に位置する。同書によると、墓前には清の畢沅によって建てられた墓碑があるという。ところが、畢沅の墓碑が建てられている蕭何墓は、実際には渭城區底張鎮瓦劉村に位置する。筆者は二〇一七年八月一七日に現地を訪れ、これを確認している。この蕭何墓は長陵の西北約一〇キロメートルに位置し、長陵の東北に位置するという『東觀漢記』の記載に合わず、距離も離れ過ぎている。この問題については今後の課題としたい。

(35) 『史記』卷一一一儒林列傳に「言尚書自濟南伏生、言禮自魯高堂生」とあり、『索隱』に「云生者、自漢已來儒者皆號生、亦先生省字呼之耳」とある。

(36) 現在、鄴城の蕭何墓・丘生墓はいずれも残っておらず、またいつまで残っていたのかも定かでない。『光緒永城縣志』古蹟志には「鄴縣城（中略）城東有蕭何廟與墓及造律臺、爲何造律處。今臺基・廟・墓猶存。（中略）邱生墓在鄴縣城。與蕭何同定律令者」とあり、蕭何墓と丘生墓があつたとされているので、これらが消滅したのは清末以降のことではなからうか。

また、『寰宇通志』から『光緒永城縣志』へ至るまで、鄴城の造律臺の上には蕭何廟があると記されているが、解放後しばらくして破壊された。張志清「造律臺與造律臺遺址」参照。現在、造律臺の麓には蕭何祠があるが、これは蕭氏宗親會の寄付により近年建てられたものである。俊杰「造律臺」（『商丘師範學院學報』二〇一四年第四期）参照。

(37) 『中國文物地圖集 河南分冊』四二六頁によると、商水の丘生墓は漢代の墓で、商水縣文物保護單位に指定されている。文物保護單位に指定されているということは、商水の丘生墓は自然の丘陵ではなく、人工の墳墓と考えられるが、年代を漢代と判じた根據はもっぱら造律臺傳説にあるのか、それとも考古學的な見地によるものなのか、明らかでない。ちなみに、『周口晚報』二〇一〇年七月二三日によると、丘生墓の周圍には戰國・漢初の板瓦・筒瓦の破片が散らばっているというが、丘生墓といかなる關係があるものと見られているのか不明である。

(38) 『中國文物地圖集 河南分冊』四二六頁参照。ただし、『周口晚報』二〇一〇年七月一三日によると、高さ四メートル、直径二三メートルとされている。

(39) 『中國文物地圖集 河南分冊』四二六頁参照。

(40) ここでは閻樹梅『永城史話』（河南人民出版社、二〇一三年）一九頁及び二二二頁に引用されているものを引用した。原典は未詳である。

(41) 呂永輝（一八三九～一九二一年）は永城縣城關鎮（現在の永城市城關鎮）の人、魏廣卿（一八八〇～一九四六年）は永城縣高莊魏莊（現在の永城市高莊鎮魏莊）の人である。『永城縣志』（一九九一年）五八四頁、閻樹梅『永城史話』二二二頁参照。中でも、呂永輝は『光緒永城縣志』の編纂者の一人で、永城全般について詳しい知識を持っていたはずである。

(42) 『順治河南通志』卷一七選舉明崇禎甲戌科劉理順榜、『康熙永城縣志』卷六人物明など参照。

(43) 以上、民國期の永城の状況については、詳しくは閻樹梅『永城史話』一二八頁以降参照。鄴城に限っていえば、一

九一四年にアメリカの牧師が永城でキリスト教浸禮會を結成し、その後鄴城にも福音堂や福音小學を設立したこと（一三〇頁）、一九二八年に大小の地主が匪賊から逃れ、永城縣城あるいは鄴城へ逃げ込んだこと（一四四頁）、一九三八年に日本軍の航空機二機が鄴城を空爆し、百人餘りが死傷したこと（一八一頁）などが記されている。

(44) 『史記』卷八高祖本紀に「高祖被酒、夜徑澤中、令一人行前。行前者還報曰、前有大蛇當徑、願還。高祖醉曰、壯士行、何畏。乃前、拔劍擊斬蛇」とある。

(45) 『永城縣志』（一九九一年）四九五頁、『中國文物地圖集 河南分冊』四〇八頁參照。前者によると、一九八四年に同碑は保存のため芒山文化分館内へ移され、元の場所には複製の碑が建てられた。

〔附記〕二〇一六年八月二日、筆者は永城の造律臺を實際に訪れた。本稿掲載の寫眞は全て筆者が撮影したものである。